

岩手県告示第397号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年6月9日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 南幅左官工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中太田北太田30番地1
 - ウ 代表者の氏名 南幅清三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第3984号
- (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月9日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年6月8日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸正建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字南沖12番地5
 - ウ 代表者の氏名 阿部美紀子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第7494号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月6日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。